

2024 年 11 月 18 日
株式会社 小糸製作所

小糸製作所、従業員への譲渡制限株式付与を決定、
および従業員持株会の奨励金付与率の引き上げ等制度改定を実施
社員のエンゲージメント向上と第 1 次中期経営計画の達成に向けた機運を高める

株式会社小糸製作所（本社：東京都品川区、社長：加藤 充明）は、2024 年 3 月に策定・発表した第 1 次中期経営計画の達成や KOITO VISION～人と地球の未来を照らす～の実現に向け、従業員の経営参画意識の高揚に加え、従業員の福利厚生充実や資産形成を支援すべく、従業員持株会制度の改定を決定しました。

2025 年 4 月に当社が、創業 110 周年を迎えることを記念し、従業員持株会加入者に対して持株会を通じて一人あたり 30 株（60 千円相当※）の譲渡制限付株式を譲渡することを決定しました。

また、制度改定においては、福利厚生の充実として奨励金率を従来の 5%から 10%へ引き上げるとともに、グループとしての一体感の醸成を図ることを狙いに、加入対象者を国内関係会社の従業員まで拡大、月額積立金も 100 口（100,000 円）までを上限に変更し、従業員の資産形成につなげていきます。

これらを通じて、小糸グループ従業員が、これまで以上に事業活動にさらに深く関わり、一丸となってビジョンや中期経営計画の達成に取り組むことで、強い企業体質を作り、中長期的な企業価値の向上を目指していきます。

※2024 年 10 月 28 日の終値にて算出。

■譲渡制限付株式、および従業員持株会の制度改定の概要

	新制度	現行制度
譲渡制限付株式	・ 従業員持株会を通じて無償で 従業員一人当たり 30 株を付与 ・ 付 与 日：2025 年 3 月 7 日 ・ 制限期間：2025 年 3 月 7 日～2027 年 4 月 1 日	—
奨励金付与率	・ 10% （1 口 1,000 円あたり 100 円）	・ 5% （1 口 1,000 円あたり 50 円）
月額積立金	・ 1 口（1,000 円）～100 口（100,000 円） 但し、本給の 10%を超えない範囲	・ 1 口（1,000 円）～ 20 口（20,000 円） 但し、本給の 10%を 超えない範囲
対 象 者	・ 小糸製作所、および国内関係会社 14 社の従業員 （約 7,400 名）	・ 小糸製作所の従業員 （約 4,300 名）

以 上